

改正法の概要

- 家計相談支援事業について、より効果的な支援内容に見直すとともに、新たな支援内容を表すのに適切な名称に改正する。

(傍線の部分が改正部分)

改正後	現 行
(定義) 第三条 (略) 2～4 (略) <u>5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。</u> 6 (略) (削る)	(定義) 第二条 (略) 2～4 (略) (新設) 5 (略) <u>6 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)をいう。</u>

家計相談支援事業の支援内容の見直し

■ 改正の趣旨

- 家計相談支援事業については、「支出の節約に関する指導その他の指導」と定義されているが、自治体における実践では、
 - ・ まず、生活困窮者とともに、家計の状況を明らかにし、
 - ・ 家計再建に向けた収支の見直しをともに考え、
 - ・ 生活困窮者が主体的に家計を管理する意欲を高めるための伴走支援を行うといった、一方的な「指導」ではない支援が効果的といった現場の声が強い。
- また、家計相談支援事業については、3年間の事業の実施の中で、自立相談支援とは異なる家計改善支援の専門性が明確になってきている。
- これらを踏まえ、改正するもの。

■ 改正内容のポイント

- 名称を「家計相談支援事業」から「家計改善支援事業」に改めるとともに、自立相談支援事業との調整に係る規定を削除。
- 支援内容については、「指導」を行う事業ではなく、生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる支援との位置づけを明確化。

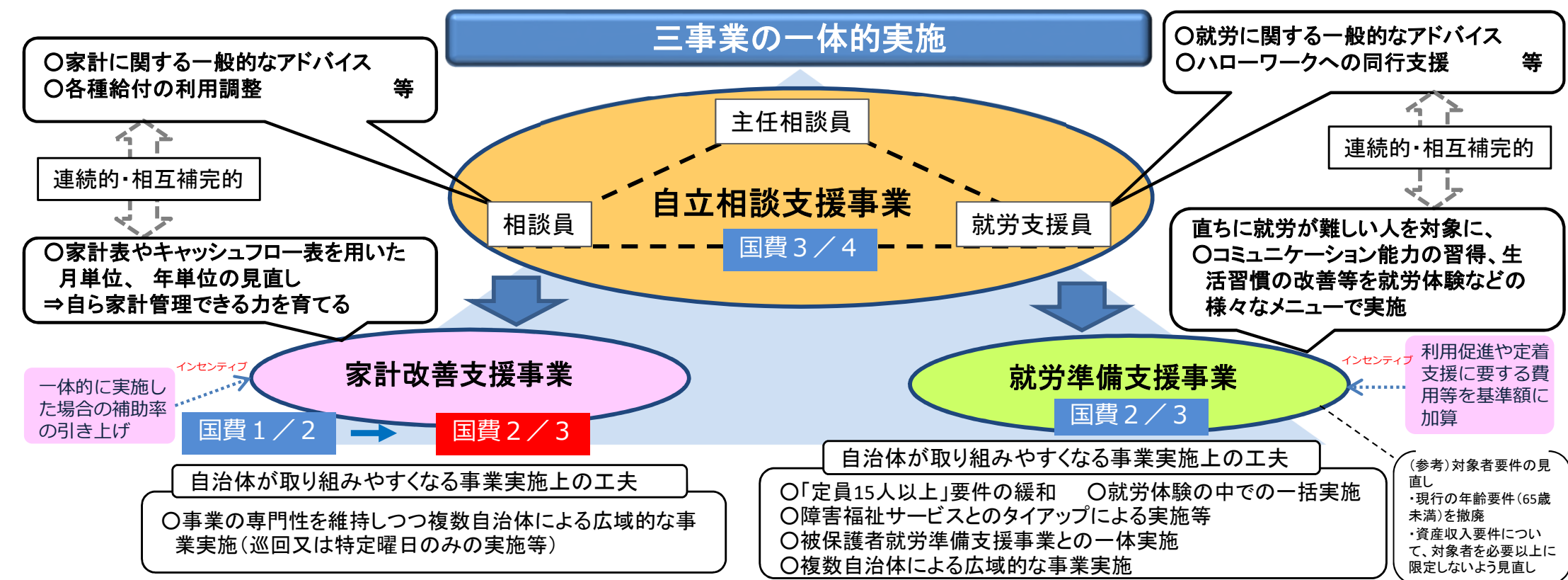
(6) 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進①

平成30年度7月26日付
生活困窮者自立支援制度全国担当者
会議資料 抜粋

平成30年10月1日施行

改正法の概要

- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。



これらの取組を通じ、自治体の実情に留意しながら、3年間の集中実施期間での完全実施を目指す

③ 家計改善支援事業の補助率の引き上げ

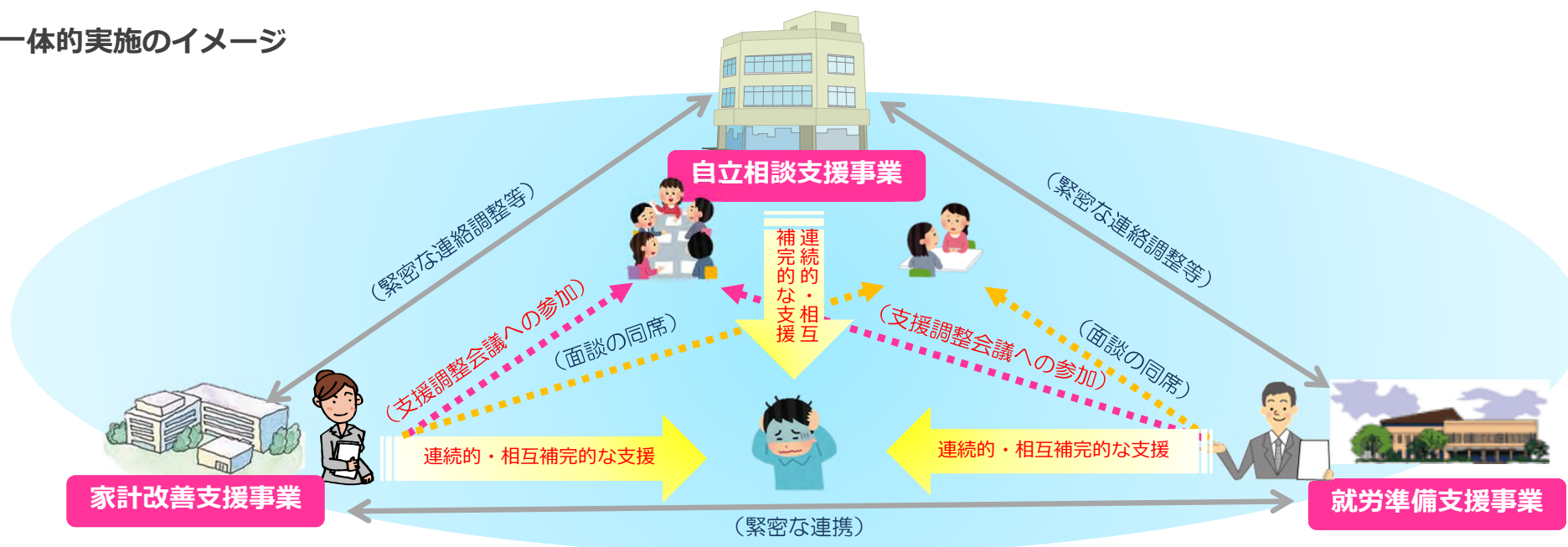
- 就労準備支援事業と家計改善支援事業を**効果的かつ効率的に実施した場合**には、**家計改善支援事業の補助率を現行の1/2から2/3に引き上げる**こととしている。
- その要件については、改正法において、「**就労準備支援事業及び家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するとき**」とされており、今後、具体的に政令で定めることとなる。

政令に定める内容

- ◇ 自立相談支援事業と併せて、**就労準備支援事業と家計改善支援事業の両方を実施していること**
- ◇ 就労準備支援事業を実施する者と家計改善支援事業を実施する者との間で生活困窮者の支援に当たって緊密な連携が確保されていること

※ 具体的には「**生活困窮者に対する個別支援計画の協議に両事業の実施者も参画していること**」を要件とする予定。

(参考) 一体的実施のイメージ



※ この「一体的実施」については、自立相談支援事業と両事業の間で効果的かつ効率的な実施体制が確保されているかどうかといった観点から判断することを想定しており、**三事業の委託先が同一であることを求めるものではない**。

平成 30 年 9 月 28 日付

厚生労働省告示第 343 号「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針」抜粋

家計改善支援事業について

● 平成 34 年度には全ての都道府県等が両事業を行うことを目指して、平成 31 年度から平成 33 年度までの間を都道府県における両事業の実施を集中的に促進する期間とし、国及び都道府県等は両事業が計画的かつ効果的に実施されるよう必要な措置を講ずることとしている。

● 各都道府県等内において生活困窮者自立相談支援事業と両事業が、専門性を維持しながら実施されていることが、生活困窮者の自立の促進に当たって効果的である。

（家計改善支援事業の実施に当たっての取組方策）

● 生活困窮者家計改善支援事業の対象者は、収入、支出その他家計の状況を適切に把握することが難しい生活困窮者や家計の改善の意欲が低い生活困窮者であり、都道府県等の人口の多少を問わず該当する者は存在する。

● また、当該事業は家計の課題に対する踏み込んだ相談に応じ、生活困窮者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、生活困窮者自身による家計の管理に向けた支援を行う専門性を要するものである。

● 生活困窮者家計改善支援事業による自立の支援は全国的に提供されることが望ましい。

（家計改善支援事業を実施する際の取組方策）

● 都道府県等によっては、支援ニーズの多少や地域資源の偏在など、個別に実情が異なるが、これらの実情に応じて柔軟に事業を実施するに当たっては、生活困窮者家計改善支援事業の専門性を維持しつつ、複数の都道府県等で連携することにより広域的な事業の実施体制を整備し、特定曜日の実施や巡回による実施などの工夫を行うこと。

● 都道府県等によっては、地域資源の偏在や支援手法の蓄積不足など、個別に実情が異なるが、他制度や関係機関等と連携し、既存の地域資源を活用した実施体制を整備するに当たって、次に掲げる方策が考えられる。

（１）消費生活相談における家計に関する相談と連携した事業の実施など多様な地域資源の活用を行うこと。

（２）被保護者に対して家計改善支援を行う事業と一体的に実施し、切れ目のない支援を行

平成 30 年 9 月 28 日付

厚生労働省告示第 343 号「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針」抜粋

うこと。

（生活困窮者自立相談支援事業及び両事業を一体的に実施する方策）

● 生活困窮者自立相談支援事業及び両事業については、これらを都道府県等において一体的に実施することにより、事業間の相互補完的かつ連続的な支援が可能となり、生活困窮者に対する自立の支援をより効果的かつ効率的に行うことができる。

● 生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業間では、生活困窮者自立相談支援事業により生活困窮者の家計面も含めた全般的な相談支援を行う一方、自らの家計の状況を把握することについて特に困難がある生活困窮者を生活困窮者家計改善支援事業の利用につなげ、生活困窮者の家計の改善に向けた意欲を引き出す支援を連携して実施するといった事例が考えられる。

● 両事業間では生活困窮者家計改善支援事業により生活困窮者の家計面の状況を明らかにした上で、必要となる収入を得るための就労に向けた準備を行う生活困窮者就労準備支援事業の利用につなげるといった事例が考えられる。

（都道府県等において生活困窮者自立相談支援事業及び両事業を一体的に実施するための取組方策）

● 法第三条第二項第三号に規定する計画（以下「自立支援計画」という。）の協議又は自立支援計画に基づく支援の提供状況の確認の際に両事業に従事する者が参画することや、両事業に従事する者に対して支援の実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関する情報を共有することなどにより、両事業との緊密な連携を図る体制を確保すること。

● 両事業を実施する中で把握した生活困窮者を生活困窮者自立相談支援事業につなぐ体制を確保すること。

（都道府県による市等に対する法に基づく事業の実施に向けた支援策）

● 市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務を有しており、更に当該責務を効果的かつ効率的に果たしていくために、改正法第一条の規定により都道府県の市等の職員に対する研修等事業（法第十条第一項に規定する事業をいう。以下「都道府県事業」という。）が創設された。都道府県においては、当該責務及び都道府県事業に基づき、広域的な見地に基づく市等に対する支援が一層促進されることが期待される。

平成 30 年 9 月 28 日付

厚生労働省告示第 343 号「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針」抜粋

●法に基づく事業に従事する職員の資質の向上や支援手法に関する助言等の人材確保に向けた支援

複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者に対する支援を実施するためには、事業に従事する職員が実施する支援の質の向上や支援手法に関し、情報共有を進める必要があり、広域自治体である都道府県において、支援に従事する職員に対する研修の事業の実施や、支援困難事例に関する支援手法の共有など事業に従事する職員間の市等の圏域を越えた関係性作りを行うほか、情報共有の推進、個別のヒアリングの実施による助言を行うことなどが考えられる。